**平成２６年（フ）第６３号**
新潟県長岡市喜多町1110番地１　住吉マンション103号室
破産者　竹内　真哉
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第４４号**
静岡県田方郡函南町平井1740番地の2647　南箱根サウスコート203
破産者　高木　　武
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１８５号**
広島県廿日市市宮島口西３丁目５番１号101
破産者　満元　利治
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第７９７号**
福岡県福津市津屋崎１丁目18番５号
破産者　原田　健司
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８８７号**
福岡市東区城浜団地36番507号
破産者　大木　慎二
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２１４号**
東京都北区豊島３丁目１番１号　ＫＳビル306号、開始決定時の住所茨城県結城市大字結城9637番地３
破産者　牧　　恵一
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第２９９号**
茨城県古河市上片田676番地１
破産者　森　　和美（旧姓小林）
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第２８号**
茨城県古河市西町５番71号
破産者　吉田　崇志
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第１１１号**
茨城県古河市諸川2530番地４　特別養護老人ホーム秋明館、従前の住民票上の住所茨城県古河市西町９番27号
破産者　矢納　利隆
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２６年（フ）第３６号**
栃木県栃木市片柳町２丁目36番５号　プロムナードＡ202、従前の住所栃木県栃木市片柳町１丁目15番８号
破産者　仲尾健こと　ナカオ　タカヤマ　ハイメ　ケン
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第３７４号**
埼玉県熊谷市原島1269番地７　リバティハイツ大沢３－５
破産者　島谷　昌文
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１２８号**
埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮350番地16
破産者　平野家世子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１３２号**
福島県喜多方市豊川町一井字間々ノ上580番地１　市営一ノ堰団地８号棟102号、破産手続開始時の住所埼玉県熊谷市筑波１丁目166番地　プラチナコート55番館702号
破産者　玉木　恵太
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１３３号**
埼玉県児玉郡神川町大字中新里203番地１　マルキューハイツ205号、旧住所埼玉県児玉郡神川町大字八日市226番地43
破産者　山田　哲也
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第８２９号**
横浜市中区矢口台59番地
破産者　中屋　　隆
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０５号**
神奈川県横須賀市坂本町３丁目26番14号、住民票上の住所神奈川県横須賀市秋谷１丁目23番５号
破産者　福島　照代
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２６年（フ）第３２号**
岐阜県可児市今渡879番地15、前住所岐阜県可児市下恵土1078番地２
破産者　鈴木　秀人
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部